

○松山広域福祉施設事務組合議会公印規程

制 定 昭和 50 年 11 月 1 日規程第 2 号

第 1 条 松山広域福祉施設事務組合議会（以下「組合議会」という。）の公印は、この規程の定めるところによる。

第 2 条 公印は、次のとおりとする。

組合議会議長印

第 3 条 公印の名称，書体，形状，寸法および使用区分は別表第 1，そのひな形は別表第 2 のとおりとする。

付 則

この規程は，公布の日から施行する。

別表第 1

名 称	書 体	形 状	寸 法	使 用 区 分
松山広域福祉 施設事務組合 議会議長印	てん書	正方形	18×18 mm	組合議長名をもって する文書

別表第 2

公印のひな形

議 会 議 長 印	施 設 事 務 組 合	松 山 広 域 福 祉
-----------------------	----------------------------	----------------------------